（犯罪被害者等早期援助団体に関する規則の一部改正）

第七条　犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成十四年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（犯罪被害相談員等の要件） **第五条**　［1・2　略］ 3　犯罪被害者等給付金申請補助員は、犯罪被害者等早期援助団体の役員又は職員であって、次の各号のいずれにも該当しない者でなければならない。 一　［略］ 二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 三　精神機能の障害により申請補助業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者	（犯罪被害相談員等の要件） **第五条**　［1・2　同上］ 3　［同上］ 一　［同上］ 二　成年被後見人又は被保佐人 三　破産者で復権を得ないもの
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第八条　国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十四年国家公安委員会規則第十一号。以下「運転代行業法施行規則」という。）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（心身の故障により自動車運転代行業の業務を適正に実施することができない者） **第二条**　法第三条第五号の国家公安委員会規則で定める者は、精神機能の障害により法第二条第一項に規定する自動車運転代行業の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 （申請書等の提出） **第三条**　法及びこの規則の規定による都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）への申請書又は届出書の提出は、主たる営業所の所在地を管轄する警察署長（第十一条において「所轄警察署長」という。）を経由して行わなければならない。 （申請書の様式） **第四条**　［略］ （申請書の添付書類） **第五条**　［1］　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（次項において「令」という。）第一条第一号ロの国家公安委員会規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。 一　法第三条第五号に該当しない者であることを誓約する書面 二　精神機能の障害に関する医師の診断書（法第三条第五号に該当しない者であることが明らかであるかどうかの別を記載したものに限る。） 2　令第一条第一号への国家公安委員会規則で定める書類は、次のとおりとする。 ［一・二　略］ **第六条～第十一条**　［略］ ［一条ずつ繰り下げる。］	［条を加える。］ （申請書等の提出） **第二条**　法及びこの規則の規定による都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）への申請書又は届出書の提出は、主たる営業所の所在地を管轄する警察署長（第十条において「所轄警察署長」という。）を経由して行わなければならない。 （申請書の様式） **第三条**　［同上］ （申請書の添付書類） **第四条**　［項を加える。］ ［1］　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第一条第一号への国家公安委員会規則で定める書類は、次のとおりとする。 ［一・二　同上］ **第五条～第十条**　［同上］